

25 荒環環第1287号

平成25年11月12日

東京都知事

猪瀬 直樹 殿

荒川区長 西川 太一郎



東尾久浄化センター隣接敷地におけるダイオキシン類  
土壤汚染対策の地域指定要請について

このことについて、東京都は、東尾久浄化センター建設用地内において、環境基準を超過するダイオキシン類が検出されたことを受け、隣接敷地（都立尾久の原公園、区立東尾久運動場、都立町屋五丁目第3アパート、区立町屋五丁目住宅及び首都大学東京荒川キャンパス）の表層土壌について調査を実施したところ、隣接敷地の一部の場所（都立尾久の原公園及び区立東尾久運動場多目的広場）において、環境基準を超過するダイオキシン類の検出が確認されたところであります。

更に、このたび、表層土壌で環境基準を超過した区画について実施した深度方向の調査についても結果が判明し、汚染範囲の分布が確定いたしました。

これを受けて、区は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく総合的な土壌汚染対策が必要と考えます。

については、環境基準を超過したダイオキシン類が検出され、かつ人が立ち入ることができる区画について、適切な対策を実施されるよう、ダイオキシン類対策特別措置法を適用し、対策地域に指定することを要請いたします。

なお、都立尾久の原公園及び東尾久運動場多目的広場を利用している住民等から、早期の全面開放を強く希望する意見が届いており、区としても適切かつ早急な対策を実施されるよう強く要望いたします。